

中間貯蔵施設に関する専門家会議の検討状況のまとめ（案）

平成26年5月25日

中間貯蔵施設に関する専門家会議

1 設置・開催の目的

中間貯蔵施設に関する国の検討状況（調査結果を含む）に関して、専門的見地から意見をいただき、中間貯蔵施設の安全性の確認等を行うため設置・開催したものの。

2 開催経過等

- 第1回 平成25年4月28日（委員6名 オブザーバー双葉8町村）
 - ・ 中間貯蔵施設について
 - ・ 現地調査（ボーリング調査等）の概要について
- ※ 平成25年6月28日、国が「中間貯蔵施設安全対策検討会」、「中間貯蔵施設環境保全対策検討会」を設置し、平成25年12月7日までに、安全対策検討会を5回、環境保全対策検討会を4回開催。
- 現地調査 平成25年8月19日（委員4名）
 - ・ 調査地等の視察
- 第2回 平成25年8月20日（委員6名 オブザーバー双葉8町村）
 - ・ 「中間貯蔵施設安全対策検討会・環境保全対策検討会」における検討状況等について
 - ・ 専門家会議の意見に対する国の検討状況等について
- 第3回 平成25年10月17日（委員8名 オブザーバー双葉8町村）
 - ・ 「中間貯蔵施設安全対策検討会・環境保全対策検討会」における検討状況等について
 - ・ 専門家会議の意見に対する国の検討状況等について
- 第4回 平成25年12月22日（委員7名 オブザーバー双葉8町村）
 - ・ 「中間貯蔵施設安全対策検討会・環境保全対策検討会」における検討状況等について
 - ・ 専門家会議の意見に対する国の検討状況等について
- 第5回 平成26年5月17日（委員5名 オブザーバー双葉8町村）
 - ・ 中間貯蔵施設配置計画案の見直しについて
 - ・ 専門家会議の意見に対する国の検討状況等について

3 専門家会議における確認状況等

昨年4月に設置した専門家会議においてこれまで5回審議し、中間貯蔵施設に係る現地調査を含む国の検討状況及び昨年12月に国が取りまとめた「除去土壌等の中間貯蔵施設の案」について、国から説明を求め、各委員の専門的見地からの意見をいただきながら、施設の安全性について確認してきたところである。

これまで、確認した主な内容等については、次のとおりである（詳細は、別紙「中間貯蔵施設に関する専門家会議における確認ポイント」及び「中間貯蔵施設に関する専門家会議の意見と環境省の対応」を参照）。

(1) 現地調査（ボーリング調査等）

- ・現地調査の結果、放射性セシウム濃度8千Bq/kg以下の土壌については、溶出性が低く公共用水域等の汚染のおそれはないこと、低地等の下部に堅固な大年寺層が分布すること、地下水が各地層に分布するものの地下水面より上位に設置することなどにより、地下水の影響を回避できることなどを確認した。
- ・また、搬入する除去土壌等の性状（有害物質の含有等）や放射性物質の溶出性調査の実施、地下水の長期・継続調査の実施などを国に申し入れ、これらの意見等が、国の調査に反映されていることを確認した。

(2) 中間貯蔵施設の構造及び配置等

- ・安全性に最大限配慮、十分に余裕を持った施設にすることや谷地形や台地形などの自然地形を最大限に活用するなど中間貯蔵施設の施設範囲の基本的な考えを確認した。
- ・土壌中の放射性セシウムの溶出特性等を踏まえ、公共用水域等の汚染を生じさせるおそれのない土壌とその他の土壌について、構造を分類し、土壌貯蔵施設Ⅰ型、Ⅱ型、10万Bq/kg超の廃棄物を貯蔵する廃棄物貯蔵施設や貯蔵施設以外の受入・分別施設などの施設構造に関する基本的な考え方を確認した。
- ・地震動・津波に対して、施設の基本的な構造及び機能を維持するよう、各施設の配置及び設計に反映させる地震動・津波に対する考え方を確認した。
- ・また、これら構造等の考え方について、有機物を一定程度含む場合は8千Bq/kg以下であっても土壌貯蔵施設に遮水対策を講じること、貯蔵した土壌等の再掘削の考えを示すこと、自然災害に対して施設の健全性を維持すること、各施設の構造に関する指針を示すことなどの意見を国に申し入れ、これ

らの意見等が、国が示した「中間貯蔵施設に係る指針」に反映されていることを確認した。

(3) 放射線対策の安全評価

- ・中間貯蔵施設の敷地境界、配置図等を踏まえ、敷地境界等の地点に居住する公衆に対する平常時、事故時における放射線による被ばく評価結果を確認した。
- ・また、除去土壌等の運搬ルート沿い住民の放射線被ばく評価の実施などの意見を国に申し入れ、昨年12月に国が設置した「中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る検討会」での議論も踏まえ検討されることになった。今後、国の検討状況を踏まえながら確認していく必要がある。

(4) 中間貯蔵施設の運営・管理

- ・中間貯蔵施設は、国が責任を持って管理・運営を行うことなど、土壌貯蔵施設等の各施設の維持管理に関する基本的な考え方、環境モニタリングやコミュニケーションを図ることなどを確認した。
- ・また、搬入段階における土壌中の有機物等の管理方法を示すこと、30年間の施設の維持管理方法を示すこと、各施設の維持管理に関する指針を示すことなどの意見を国に申し入れ、これらの意見等が、国が示した「中間貯蔵施設に係る指針」等に反映されていることを確認した。

(5) 運搬の基本的な考え方

- ・除去土壌等の運搬の基本方針など運搬の基本的な考え方を確認した。
- ・また、道路状況のみだけでなく、受入時の分別・仕分け能力も含めた全体的な交通流シミュレーションの検討、搬入計画策定に当たっての住民感情への配慮などの意見を国に申し入れ、「中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る検討会」での議論も踏まえ検討されることを確認した。今後、国の検討状況を踏まえながら確認していく必要がある。

(6) 最終処分についての考え方

- ・最終処分については、「福島復興再生基本方針」に基づき、法制化する考えを確認している。
- ・また、30年以内県外最終処分までのプロセスを提示することの意見を国に申し入れ、国が示した「除去土壌等の中間貯蔵施設の案」に反映されている

ことを確認した。

(7) 環境保全対策の基本方針

- ・中間貯蔵施設の設置に起因する環境への影響を検討する配慮事項を選定し、これを予測・評価した後に「環境保全対策の基本方針」をまとめ、今後、より具体的な環境保全の実施方策を取りまとめ、必要な対策を実施することを確認した。
- ・また、文化財など保全すべき場所の調査の実施、除染土壌等を運搬するため住民感情を考慮した基準の設定などの意見を国に申し入れ、保全すべき場所の調査は、今後、調査するとされた。

4 まとめ

これまで、本専門家会議においては、中間貯蔵施設の安全性を確認するため、国の現地調査や「除去土壌等の中間貯蔵施設の案」について安全性のポイントとなる点を中心に確認するとともに、各委員から出された様々な意見を国に申し入れ、この申し入れに対する国の対応については、各委員から概ね了承が得られたところある。

なお、これらの意見については、国から提示された「除去土壌等の中間貯蔵施設の案」に概ね反映されたことを確認したところである。

国が、現段階では提示が困難であるとした詳細な内容等については、今後の状況を踏まえながら、本会議で確認していく必要がある。